

令和8年3月17日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	11 番	角 田	一 美
3 番	笠 継	健 吾	12 番	伊 東	茂
4 番	中 村	日出代	13 番	福 井	正
5 番	池 田	廣 志	14 番		(欠番)
6 番	杉 原	元 博	15 番	中 村	和 典
7 番	樋 口	作 二	16 番	徳 村	博 紀
8 番	中 村	一 堯			

2. 欠席議員

10 番 勝 屋 弘 貞

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	吉	牟田	一	広
政	策	川	原	逸	生
総	務	岩	下	善	孝
市	民	山	崎	公	和
部	長	山	浦	康	則
兼	福	嶋	江	克	彰
社	事	中	村	祐	介
務	所	村	田	秀	哲
長	長	山	口		洋
産	業	染	川	康	輔
部	長	高	本	智	子
兼	農	星	野	晃	希
農	業	江	島	裕	臣
委	水	手	島	秀	康
員	産	堀		正	和
会	課	山	口	秀	樹
事	長	江	頭	憲	和
務	長	山	口	徹	也
局	長				
長					
建	設				
環	境				
部	長				
長					
総	務				
課	長				
長					
政	策				
調	整				
課	長				
長					
財	政				
課	長				
長					
税	務				
課	長				
長					
保	險				
健	康				
課	長				
長					
福	祉				
課	長				
長					
農	林				
水	産				
課	長				
長					
建	設				
住	宅				
課	長				
長					
建	設				
住	宅				
課	参				
事	事				
長					
都	市				
計	画				
課	長				
長					
環	境				
下	水				
道	課				
長					
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長	長				

令和8年3月17日（火）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和8年3月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
3	4 中村 日出代	1. 病児・病後児保育について (1)病児・病後児保育の制度について (2)病児・病後児保育の利用状況について (3)病児・病後児保育施設の設置計画について 2. 市民と議員の意見交換会について (1)伝承芸能の存続について (2)給食センターの建設について (3)肥前鹿島駅周辺整備について
4	7 樋口 作二	1. 鹿島市民の経済事情について (1)市民の暮らしは豊かになってるか (2)ステルス増税が与える市民生活への影響について (3)福祉、保健、その他市民部活動の進展と課題について 2. 建設と環境の調和について (1)道路建設の進展と課題について (2)環境行政の進展と課題について 3. 鹿島市の土台を支える第一次産業について (1)農林水産関係国家予算について (2)鹿島市農業の未来について (3)有明海と水産資源について
5	8 中村 一 堯	1. 小中学校体育館への冷房設備導入について (1)鹿島市PTA連合会からの要望書について (2)体育館冷房設備の予定について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

おはようございます。4番議員の中村日出代です。よろしくお願いいたします。

3月議会での質問は2項目です。1、病児・病後児保育について、2、市民と議員の意見交換会について質問いたします。

それでは、総括質問に入ります。

1の病児・病後児保育について質問します。

鹿島市の子供たちを受け入れてくれる病児・病後児保育施設については、武雄市に遊学舎武雄こども園テトテという施設があります。嬉野市には樋口医院が受け入れております。また、江北町の古賀小児科内科医院も利用できます。鹿島市は病児・病後児保育の施設がありません。

この施設の対象者は10歳未満の子供となっております。これくらいの子供をお持ちの御家庭は、子供、孫の病気がまだ治らない、または回復まで時間がかかる。しかし、鹿島市には施設がないために預けられない。でも、仕事は休めないという非常に困っておられる状態です。

どうしても預けなければいけないときに、今申しました嬉野市、武雄市、江北町まで行かなければなりません。仕事が終わったら迎えにも行かなければなりません。鹿島市はこのような状況についてどのように認識しておられるのか、答弁をお願いいたします。

次に、2の市民と議員の意見交換会については総括質問はありません。関連質問は、この後、行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

まず、病児・病後児保育事業の制度について御説明をいたします。

この事業は児童福祉法に規定されております事業でありまして、保育所等に入所中の児童や小学生で、病気にかかっていたり、病気が回復しつつあるけれども、まだ集団保育や学校に参加することができない、難しい状況にある子供さん、かつ保護者がやむを得ない事由のために家庭で保育ができない、難しい状態にある場合において、一時的に子供を病院や保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で預かり、保育をする事業で、安心して子育てができる環境整備を図るものです。

議員がおっしゃいますように、鹿島市においては市内で対応できる医療機関等がないため、現在、鹿島市では嬉野市、武雄市、江北町と協定を結びまして、鹿島市の子供たちの利用ができるようになっております。

少し利用の際の流れを申し上げます。

保護者様は施設にあらかじめ利用登録をしていただき、医療機関等に受診をしていただいた後、基本的には利用したい日の前日までに利用の申込みをしていただきます。施設側のほうでは、かかりつけ医、病院にかかれた後に、児童の症状や処方内容、それから、入院の必要はないなどの診療情報提供書等を発行していただきますので、それによって症状を確認し、受入れの決定を行うというのがおおむねの利用の流れになっております。施設によって利用方法や利用条件が若干異なることがありますので、直接御確認をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

まず質問の前に、鳥飼副市長におかれては、3月をもって鹿島市を退職し、県に戻られます。副市長には3年間にわたり鹿島市と県との重要なパイプ役として御尽力いただき、誠にありがたく、感謝いたしております。県に戻られても鹿島市のことを忘れることなく、これまでと同様に御協力をお願いいたします。3年間、本当に御苦労さまでした。何か言うことがありますか。——それでは、先ほど説明してもらいましたけれども、今の状況をどういうふうに捉えているかということをもう一度お願いしてよかですか。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

今の利用状況について、まず最初にお答えをいたします。

過去3年間、7年度は見込みになりますけれども、令和5年度から令和7年度の利用状況をまず申し上げます。

嬉野市の樋口医院では令和5年度6人、令和6年度が17人、令和7年度見込みが17人、武雄市の病児・病後児保育施設テトテにおいては令和5年度29人、令和6年度48人、令和7年度見込みで32人、江北町の古賀小児科内科医院スマイルルームは令和5年度26人、令和6年度15人、令和7年度見込みで30人の利用となっております。年間平均70人から80人ほどの利用があつておるところです。

このような利用状況について現状をどのように認識しているかということでございますが、確かに過去利用実績で見れば全体で80人程度いらっしゃると思います。この数字は少ないというか、氷山の一角であるかもしれません。仕事を休んでお子さんを看護した方の中にも、できれば病児・病後児保育を利用したかったと言われる方は確かにいらっしゃることは認識しております。利用意向を持つ人たちに対して、対応できる施設の認知度を高めて、遠方ではありますので、利用しづらいというところもありますでしょうが、少しでも実際の利用につなげて

いければと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今説明がありましたように、もう一度改めて紹介しますと、3施設合計で令和5年度が61名、令和6年度80名、令和7年度79名と、多くの子供さんたちがこういう施設を利用しておられます。今説明がありましたように、氷山の一角ではないかということですので、それはそのとおりだと思います。現実困っておられる御家庭は本当に多くあると思います。私もその相談を受けて、今こういうふうに質問をしているわけなんですけれども、それで、病児・病後児保育施設の今後の設置について質問いたします。

令和6年度に鹿島市内で病児・病後児保育の施設を開設してもいいとの市内病院の申出があったと聞いておりますが、現在の進捗状況をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

病児・病後児保育施設の市内開設に向けては、以前からニーズが寄せられているところです。令和6年度中に取組をしたいとの申出がありましたので、施設基準や人員配置などの運営基準、そして、施設整備費用、運営費について、国の補助金制度がありますので、そちらの説明をしてきました。市内開設に向けて、これまで相手方とも幾度となく協議を重ねてまいりました。それにより、実現の方向性についてある一定程度の道筋は見えつつあるものの、まだ具体的な着手に至るまでには時間を要する見通しです。ただ、市内開設はぜひ実現したいとの意向を示されておりますので、今後の状況を見ながら、実現に向けて引き続き協議を重ねてまいります。

現在は具体的なスケジュールをお伝えする段階にはないため、市民の皆様におかれましては御不便をおかけしていることかもしれませんけれども、前向きな取組を続けておりますので、御理解と御協力をいただけますと幸いです。

安心して子育てができる環境を提供できるよう、今後も働きかけを引き続き行い、開設に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

前向きに捉えて、一生懸命努力しておられるということは分かりました。市民の皆さんも

そういう市の努力している姿というのはなかなか分かりませんので、私たちがこういう場面でこういう質問をするということが大事ではないかと思えます。

それで、この問題は、少子化とか、また、人口減少の対策にもなり得ます。ぜひ今年度中には何とか実現できるように、担当課におかれましては、高本課長を先頭として、ぜひ交渉を頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

次に、市民と議員の意見交換会で出ました意見について質問いたします。

まず、伝承芸能の存続について意見が出ました。そのとき課長もおられたですね。

鹿島市の伝承芸能の特徴は、そのほとんどが浮立と言われる芸能です。面浮立、獅子浮立、一声浮立、鉦浮立、そして、獅子舞とあります。少子高齢化と人口減少の影響で、伝承芸能の担い手はどんどんと減ってきております。また、後継者不足も深刻化しております。若者の関心不足もあるように思われます。

伝承芸能の保存や継承には、練習場所の確保、衣装や道具の維持と、維持するためには多大な費用がかかります。資金不足により伝承芸能の維持が現在困難になっている状況にあります。これまで以上に行政からの支援が必要となってきております。

そこで、伝承芸能を継承していくための支援についてどのような対策を考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口徹也君）

お答えします。

鹿島市は、議員がおっしゃったような面浮立や鉦浮立、一声浮立、また、獅子舞といった伝承芸能が県内でも最も多く残っている自治体ということでもありますので、以前から総合計画にも地域の文化継承の支援というのを挙げて取組を行ってきているところです。

また、最近では生涯学習課のほうでも、地域の伝承芸能について後継者不足で困っていることとか、それらに対してほかの地区ではどう対処しているのかということで、情報交換の場を設けてもらいたいなどの声を聞いております。

そういったことから、今年度、実施計画に伝承芸能の用具に係る経費や後継者対策、また、県外イベントへの出場補助などの支援を盛り込んで、令和8年度の補正予算計上を予定しております。

また、市内伝承芸能団体の活動状況や運営課題を把握するために、昨年12月から1月にかけて各地区にアンケート調査を行いまして、課題解決に向けて検討材料を集めたところです。それを基に意見交換会を行うため、アンケートに回答された方々に声かけをするなど、支援に向けた取組を進めているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

担当課には活動を継承しておられる地区の方々の相談には積極的に応じていただいて、予算の確保も検討をお願いしたいと思います。

次に出ましたのが、給食センターの建設についてお話がありました。

現在の給食センターの現状について説明しますと、給食センターは建設から46年以上、調理場は40年以上経過しております。施設内はドライシステムとなっております。現状は、床が乾いた状態じゃなくて、水浸しになっている状態で、水浸しの状態ということになります。この状態ですと細菌が増殖して、食中毒の発生のおそれが高まります。

職員の皆様は、夏場は施設内の温度が40度以上に上がる場合もあります。私たちが施設に行って視察したときは、確かに温度が40度以上ぐらいになっておりました。本当に劣悪と言ってもいいような職場環境ですね。この中で、ぬれたところを職員の皆さんが雑巾とか布巾で掃いて、常に乾いた状態に保って、安全な給食を子供たちに作るということで、本当に涙ぐましい努力をしておられます。夏場は、空調服といって、普通、外の作業をするときに扇風機がついているものですね、あれを着て施設の中で仕事をしておられます。

このような食の安全を確保できないのではないだろうかというおそれのあるというような状況で仕事をされておまして、鹿島市内の小学生1,470名、中学生743名、合計2,213名の小・中学生の食の安全が危機的状況に現在あるのではないかと思います。一刻も早く給食センターの建設が急がれます。

また、劣悪とも言える給食センターの職場環境により、現在、退職していく人が続いているとのお話も聞きます。この状況では給食センターの維持もおぼつかない状況であるのではないかと私は危惧しております。

そこで、教育総務課に質問です。

教育総務課はこの状況を危機的であると捉えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

御紹介いただいたように、令和に入ってからですけれども、議会のほうでも様々給食センターの整備については御議論、御意見をいただいているところです。

また、本市の給食センターは県内でも最も古い施設となっているところです。経年による老朽化も進んでおりますし、先ほど御紹介のあった床のシステム、ドライシステムというのは運用しているところで、調理のときには乾いていますけれども、清掃するときには水を使っ

てしまうという状況です。ただ、今のセンターを改築、改造してドライシステムに変えるのは非常に難しいところですので、新しいセンターの建設に取り組んでいるところでございます。

センターの室温が40度になるというお話もありました。夕方、15時ぐらいに食缶が返ってきて、それを清掃作業するときどうしてもそのような温度になってしまうというところで、これも御紹介があった空調服とかスポットクーラーの増設をしながら改善に取り組んでいるところですが、夏場はやっぱり午前中の作業であっても確かに30度を超える日が続いておりますので、決してよい環境とは思っておりません。そこを何とか改善したいと思って、やっているところでございます。

また、新しい給食センターの建設に向けては、鋭意その候補地の選定などについて日々取り組んでいるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

私は危機的であるかないかと問いましたけれども、それは答えにくいということで分かりますので、それはもうよかです。

それでは、市長に質問ですが、市長は給食センターの建設予定地とされている地区に出向かれて、住民等に対し、建設は白紙ですと言われたと住民の方々からお話を聞きました。この発言は事実でしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

新しい給食センターの予定地について、住民の皆さんから話をされたときに、私のほうから白紙の状態に戻してもう一度考え直しますという答弁をいたしました。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

白紙ということになって、その場所にまた改めて建設するというのもなかなか難しか問題ですよね。だから、この場所には給食センターの建設は行わないということで理解してよかたでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

給食センターの建設については、行政側の考え方として、議員の皆さんからいろいろ要望

があって、劣悪な環境ですので、なるべく早く造ってほしいとか、いろんな要望があって、その中で、行政として、じゃ、どこが適地であるかという選考をして、議会のほうにも全協で御報告をした経緯があります。議会側、我々執行部側の考え、それを地元の皆さん方にもお伝えしたときに、やっぱりその合意が今なかなか得られないという状況ですので、ここに絶対造らないということじゃなくて、全体的にもう一回、今までの候補地を含めて、どこがいいのかを再検討するというところで、白紙に戻しますという考えで、私は向こうのほうにお伝えしたということになります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ほかの候補地で、3か所ぐらい上げてもらうとったね。あとの2つの条件が、やっぱり今言われたところが一番整っていたと。まず一番は、なぜかといいますと、その土地が市の所有ですね。それから、地盤が固いと。それから、下水路が通っているということで、条件的にはそこが一番いい条件ですよ。ほかのところは、土地をまた買ったり、また埋立てしたりとかいうことで、今は建設費も物すごく上がっているようですので、難しい状況にあると思います。

振出しに戻ったということで、大体建設が決まっても3年から5年ぐらいかかるわけですかね。あと5年ぐらいもこのままの状態、給食センターの職員の方々も、また、安全性から見ても、やっぱりこれは緊急性があるんじゃないかと思うんですよね。給食センター建設に賛同していただくためには、小学校、中学校に通っている子供さん、お孫さんをお持ちの御家庭に対して、教育総務課は今の本当の現状をしっかりと説明して、理解していただけるように、情理を尽くして住民の方々に話し合いを何回でもやっぱり行っていただきたいと私は思うんですよ。そのところを答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほど市長のほうからも答弁いたしましたけれども、行政としての条件の中で候補地を選んできて、現在、祐徳グラウンドがいいんじゃないかということで古枝地区にも御相談をしました。住民の方にも、これまでグラウンドを使ってきた経緯とか、グラウンドが整備された経緯とか、騒音とか臭気とか、いろんな懸念があることを御意見いただいて、市長のほうとも意見交換等もさせていただいています。ただ、先ほど市長が申し上げましたけれども、そこを外してということではなくて、ほかの候補地も含めて全体的な検討をする中で、先ほどお話ししていただいたように、やはり住民の方、あるいは保護者の方あたりに丁寧な説明

が必要ではないかというふうには思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

場合によっては、やっぱり地区の方に今の給食センターの現状をですよ、我々議員は特別委員会で見に行つて、半分しか行っていませんけれども、8人の議員は本当にその状態を分かっております。そのときの栄養士の先生たちのお話も聞いております。この場で言われないような状況もあります。だから、そういうところを地区の方に理解していただくためには、やっぱり現場を見ていただくということも大事なことはないかと思ひます。

だから、そういうふうな努力をしてもらつて、いや、実際はしっかり説明はされていると思ひます。ただ、今理解に至っていないということですから、理解をしていただくように努力をしていただきたいと思います。

次に、肥前鹿島駅周辺整備についてお尋ねします。

肥前鹿島駅から城内までのスカイロード、さくら通り商店街の県道を鹿島駅～城内線といいます。その県道沿いに設置してある県所有のポケットパークが4か所あります。このポケットパーク整備について質問いたします。

これは予算審査特別委員会でも質問して、都市計画課からお答えをいただきました。このポケットパーク整備は佐賀県と鹿島市が共同で実施しております。この事業名がまちなかウォークアブル推進事業という全体事業費556,000千円の、肥前鹿島駅から大手、東町に及ぶ広い範囲の大型事業です。事業のところには34ヘクタールと書いてありますから、34町ということですね。

そして、説明しますと、このまちなかウォークアブル推進事業の目的は、スロートゥーリズムの拠点となるよう、駅周辺地区のまちの価値を体験できる機会を増やすことで、来訪者の回遊性を生み出し、地域の活性化を図るとなっております。1番目として、市民と来訪者が交流できる拠点を整備し、にぎわいあふれるまち、2として、居心地のよい空間を創出することで、歩いて楽しむ滞在したくなるまちの実現、3として、日常を通じて多様なアクティビティが生まれる空間の創出と記載されております。市内のまちの雰囲気を一変させるような大きな事業となっております。この事業が進んでいけば、鹿島市も本当にお客さんの来るようなまちになっていくのではないかと思ひます。

それで、そのことについて、このまちなかウォークアブル推進事業というのを議員もまちの方も知らんですね。堀課長、ここが一番問題じゃないかと思うんですよね。なぜこれを説明しなかったのかというのを教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

まちなかウォークアブル推進事業ということでのお尋ねでございました。

これまで肥前鹿島駅整備については、令和元年ぐらいから座談会等を始めて、検討会等を令和2年に始め、令和3年、令和4年と全体構想をつくってまいりました。それから、令和4年には基本計画ということで、その後、佐賀県と一緒にやっっていこうということで、基本計画以降は一緒に進めてきたという経緯になっております。こういった流れについては、これまでも全員協議会のほうでお伝えをしてきたとおりでございます。

お持ちだと思いますが、昨年6月の全員協議会資料のほうでも、ウォークアブル推進事業ということについては、これを使ってやっっていくということで申し上げたところです。

議員がおっしゃったとおり、このまちなかウォークアブル推進事業といいますのは国交省の補助事業でございまして、この事業を活用することで、ただ駅前だけを整備するというのではなくて、スカイロード、そういったところまで含めた広いエリアで町なかを歩きたくなるような回遊性を高めていこうと、そういった事業でございます。

ちなみに、これまで全員協議会等でこのことも含めまして御説明、この事業についてはもう数年間ずっと進めておりますけれども、10回全員協議会でもお示しをして説明をしてきたところですので、今後とも皆様方にきちんと伝わっていくように御説明をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

肥前鹿島駅周辺整備事業についてはずっと説明はあつとつですね。しかし、国のウォークアブル推進事業の採択があったというのが、令和7年3月に社会資本総合整備計画、肥前鹿島駅周辺地区都市再生整備計画（肥前鹿島駅周辺地区まちなかウォークアブル推進事業）とあつですね。何回も全員協議会で説明したと言われましたけれども、これは今言われました令和7年6月25日の全協資料ですね。その前の2月にウォークアブル推進事業は予定であるということが出ましたけれども、これで確定したということで書いてありますけれども、ただウォークアブル推進事業と書いちゃあだけですよね。今の説明ではちょっと納得できません。

だから、今、町なかの広い範囲でと言われたでしょう。その広い範囲だったら、その関係する市民もいっぱいおるわけですから、やっぱりそこは丁寧にですね。特に、市長の同級生でも鹿島市が全部金を出すとやなとかかという誤解をされているというお話もあつていましたので、この事業についての理解がなかなか市民ではできていないんじゃないかと思うんですよ。そのことについては堀課長はどういうふうに感じておられますか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

ウォークブル推進事業についてということのお話と、それから、市民への周知が十分でないのではないかなというふうなお話であったかと思います。

まず、ウォークブル推進事業というのは、都市再生整備計画という事業の中の補助事業の一つのメニューということで定められておまして、この事業は対象事業費の50%を国が補助するという事業です。非常に高率の事業でありますので、これでいきたいということ、昨年度から具体的な事業名等も挙げて議会のほうにも御説明をしてきたところです。

基本的には補助事業の申請という事務は我々執行部のほうでさせていただくということになりますので、そういった手順を踏んできたというところになります。

都市再生整備計画、これですけれども、策定の留意点というのがありまして、34ヘクタールと広いエリアだというような御指摘もございました。まちづくりの目標に照らして一体的、重点的なまちづくりが必要とされる区域を適切に設定してくださいというような留意点が書かれております。今回、先ほども申し上げましたけれども、肥前鹿島駅周辺を整備することによって、あるいはポケットパークを整備することによって、まちなかへの回遊を促す、歩いて楽しいまちづくりをやっていこうと、そういった目標でやっておりますので、スカイロードやさくら通りを縦軸とした中心市街地を区域として設定しているところでございます。

情報発信というところについてはなかなか難しいというふうに考えているところですが、いろんなツールを使って、今後、力を入れていかねばならぬというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

交付金が半分出るからよかということですね。それはよかですけれども、556,000千円の半分ですから、270,000千円ぐらい交付金が出るわけですよ。これは本当に慎重に計画を進めていく必要があると思うんですよ。これは何回もここで話ししてはいますが、会計検査院の検査があつて、そこを通らなかつたら、最悪の場合、270,000千円も返還をしなければ——そういうことはないと思いますけれども、なる場合もあるわけですよ。

もう一つ、楽しいまちづくりと今言われましたけれども、楽しいまちづくりをするためには市民の皆さんの協力の要るですよ。そういうことは、こういうことがあるから楽しいまちになりますよというのを市民の皆さんに示さんばいかんとやなかですか。自分たちだけ思うとっても、楽しいまちができるわけなかでしょう。そこがやっぱり大切なところじゃないかと思うんですよ。自分一人で、ここがきれいなまちになった、きれいになった、よかつ

たじゃなかですよ。やっぱり市民の皆さんと協力せんばいかんでしょ。そこをもう少し重点的に思っただけだと。せっかくこれだけの大きいのを佐賀県と一緒に協力してやっているわけでしょう。そしたら、やっぱりこれは成功せんばいかんですよ。そのためには、やっぱり市民の皆さんの協力のなかったら成功せんばいかんですか。ということは、理解してもらわんばいかんということで、もう少し努力をしていただきたいと思います。

それで、3月12日の令和8年度予算審査特別委員会で私が県道沿いにあるポケットパーク整備について質問いたしました。その際、山浦部長から井手～西葉線、鹿島駅～組知線、鹿島駅～城内線については市道になっているとの回答がありました。（資料を示す）これを私が示しながら、これですかと言ったら、はいと言われましたね。

これは県道を市道に認定する場合は、道路法第8条第2項に「市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。」と規定されております。市議会への議案はいつ提出し、議会が議決したのか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えをいたします。

先ほど先日の予算審査特別委員会の中での御質問に関連してお見せいただいた資料というのが、恐らく県の都市計画審議会の資料であったのではないかなと思っています。直接それが市道、県道がどうだということに関わるものではございません。

まず、駅前の今おっしゃった道路の名称について整理をさせていただきます。井手～西葉線、鹿島駅～城内線、鹿島駅～組知線、これは都市計画道路としての名称になります。今回、国県道が市道へ移管になったというようなお話をされたときの道路の名称というのは、井手～西葉線というのは国道207号、鹿島駅～城内線は市道鹿島駅前線及び、ここは特殊でして、県道山浦～肥前鹿島停車場線、それから、鹿島駅～組知線ですけれども、ここは県道肥前鹿島停車場線というふうな名称になります。

このうち、207号は、この区間に限っては国道のままということ。そして、そのほかの2路線について、鹿島駅～城内線と鹿島駅～組知線に当たるところですね、これは県道から市道に移管になる部分があるということになりますけれども、議員がおっしゃるように、都市計画審議会の決定とは別に、市議会の議決を諮る必要がございます。

その議決の日というところの御質問でございました。

お尋ねの道路法第8条第2項の市道認定の議会の議決ということで、平成25年9月に市議会定例会に市道の路線変更についてということで提案をしております。このときに複数の路線の提案がなされておりますけれども、このうち、本事業の関係する区間は鹿島駅～乙丸線、

鹿島駅前線、辻～鹿島駅線ということになっております。

議案の提案理由ですけれども、佐賀県による国県道の再編による市道の変更をするものというふうになっております。平成25年9月12日に原案可決をされております。

これによって、議決後、市道として認定をされておりますが、当面は国県道との重複認定路線になります。県道認定も残りつつ、市道認定も両方、県道でもあり、市道でもあるという状態が現在あるということです。順次、国県道の路線認定が廃止されて、そのときに市道の供用開始を告示することで完全に移管が終了いたします。現状はこれらの路線の県道が廃止をされておられませんので、県道としての管理の状態になります。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

だから、市道ではないということでしょう、今のお話では。そいけん、全部が市道になつたらんということでしょう、井手～西葉線にしても、どこにしてもですね。そういうことですよね。市道ではないということでしょう。県道となっているわけですが——よかです、よかです。よかよか。

それで、佐賀県がポケットパークの約120平方メートルの整備をするということで申請をなされとつですね。ポケットパーク整備については、街路施設管理事業として令和8年度予算に7,565千円が計上されております。県の所有のポケットパーク4か所を鹿島市が整備する計画となっております。この事業については、社会資本整備総合交付金が交付されます。

なお、同ポケットパーク整備事業は、国の交付金が投入されることにより、その場合は交付条件として県の承認や事業計画への同意が必要となります。当然のことですよね。県の土地のポケットパークを鹿島市が勝手に整備することはできません。やっぱり県の意向、県の条件を聞かんばいかんと思います。

そこで、土地利用に関する協議が必要ですね。県、市の間で当該県有地の利用目的や整備内容について事前に合意が形成されていると思います。その合意内容を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

先ほどの答弁を少し修正させていただきます。

井手～西葉線、鹿島駅～城内線、鹿島駅～組知線のことについてお尋ねをいただきました。あの辺りは重複区間ということで残っております。ただ、スカイロード、さくら通り辺り、あの通りについては令和7年から市道供用開始ということになっておりますので、あそこは完全に市道区間ということになっております。（「すみません、もう一回言うて。どこが市

道」と呼ぶ者あり) スカイロード交差点から清川さんまで、それから、清川さんから総合庁舎前まで、あそこは今市道になっております。(「鹿島駅～城内線」と呼ぶ者あり) そうですね。(「鹿島駅～城内線は、あそこは県道やろう」と呼ぶ者あり) 現状、市道になっているところは、スカイロードとさくら通り、ポケットパークがある場所は市道になってございます。

すみません、答弁を続けさせていただきます。

県と市の中での合意形成がということでのお尋ねであったかと思えます。

先ほど申し上げたように、当該ポケットパークがありますスカイロード及びさくら通りは令和7年度から市道に移管が完了しております、つまり今市道になっております。御指摘の4か所のポケットパークは市道の道路附属物という取扱いに今年度からなっておりますので、土地の利用の協議とか合意という意味においては、県との協議ではなくて、市の道路管理者との協議が必要という区間になります。

以上です。

○議長(徳村博紀君)

4番中村日出代議員。

○4番(中村日出代君)

さくら通りのところは、鹿島駅～城内線は県道ですよ。だから、あそこの交差点が十字路交差点となったわけでしょう。あそこの通りが市道になったということですか。そしたら、県道から市道になったら、議会の議決の要つとやなかですか、先ほど言いました道路法の第8条第2項で。令和7年で、昨年、議会に諮られとらんでしょう。

○議長(徳村博紀君)

堀都市計画課長。

○都市計画課長(堀 正和君)

道路法第8条第2項の議会の議決というのは、先ほど申し上げた駅前のことも含んで、複数路線が平成25年9月12日に移管ということで可決をされております。可決をしつつ、県道も残っていて、県道の廃止が6年度末になされたということで、市道ということになります。

以上です。

○議長(徳村博紀君)

4番中村日出代議員。

○4番(中村日出代君)

県道を市道にするためには議会の議決の要るですよ、それは。もう一回、道路法第8条を見てください。これは議会の議決がなかったら市道にはなりません。

○議長(徳村博紀君)

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども堀課長が申しておりますけれども、平成25年9月に国道207号バイパスの整備に伴いまして、国県道の再編成による市道変更があっております。そのときに、ちょうど今、田澤像があるスカイロード交差点から清川の前の交差点、それから、旧総合庁舎前の区間を市道の認定を受ける議決をしていただいております。

ただ、このときは市道認定をして、市道として供用する告示というのがまだされておりました。平成25年9月17日に起終点、ここからここまでが市道ですよという告示を行っております。もう一つ、供用を開始しますという告示がまだされていまして、それを行ったのが昨年4月1日に供用開始ということで市道となっております。そのときに同時に、県道が廃止をされているという状況になります。ですから、去年の令和7年3月31日までは県道と市道が重複しておりましたけれども、市道が供用開始になったと同時に、県道が廃止されたという状況になっております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

県道が廃止になって市道になったというのも、県道から市道に——じゃ、県道だったから、あの交差点も十字路交差点となったわけですよね。県道だから。そいぎ、外されたら外されたていいですけど、それは議会の議決の要るとやなかですか、結局、県道が市道になったわけだから。二重になっている、二重になっていると言っていますけど、二重じゃなくて、それはずっと県道できとるじゃなかですか。だから、交差点もああいう名称になったわけでしょう。県道が市になったら、道路法でいえば議会の議決の要るじゃなかですか。議会の議決が要らないという法的な根拠を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、市道認定という議会の議決ですね、それは平成25年9月12日に議会の議決がされております。

交差点名が十字路交差点となった時点では県道でしたので、県のほうで名称を決められたということで、市道になったのが、市道として供用開始したのが令和7年4月1日からということで、昨年4月1日からということになります。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

それでは、市道が県道になったのはいつなんですか。県道になったわけでしょう。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

今、県道が市道になったということを言われているのは、国道207……（「市道が県道になったのはいつですか。県道やったわけよね。7年、昨年まで県道やったわけでしょう」と呼ぶ者あり）そうです。（「市道が県道になったわけでしょう、平成25……」と呼ぶ者あり）

○議長（徳村博紀君）

ちょっとよろしいですか。一旦答弁は戻ってください、山浦部長。

もう一回質問をお願いします。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

市道が県道になったわけですよ、市道が。市道が県道になって、今度は県道が市道になったわけでしょう。いや、その県道と市道が重複しているというたって、二重の市道、県道というのはなかじやなかですか、道路は。道路が半分が県道で、半分が市道であつとですか。

もう一回整理をしてですよ——ちょっとちょっと、堀課長は笑いようばってん、県道やったとが市道になつとつとやけん、そんな笑うような問題じやなかじやなかですか。真剣に私は質問ばしよつとやっけん、真剣に答えてください。笑える問題じやなかですよ。実際に県道やったとが市道になった場合は議会の議決の要るわけですよ、法律上は。要るわけでしょう、実際。だから、議会の議決が要らなくて、県道が市道になったという説明ですよ、今の説明は。ただ、それが理解できないので、理解ができるように説明をしてくださいと言いたいわけですよ。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

いつ県道が市道になったかという話になります。先ほどから課長のほうが答弁している内容なんですけど、簡単に概略、県道とか国道と市道はどういうふうにして認定をしているかという考え方についてなんですけど、私もちょっとうろ覚えなところもあるかもしれませんが、基本的に国道であるとか県道というのは、広域的、隣の市町を結ぶような、そういった路線を国道、県道として認定して、1つの市の中で行き来をする、完結するような路線というのは通常市道となります。

平成25年9月議会において、議員がおっしゃる道路法第8条第2項の市道認定については議会の議決を経ておりますけど、多分その当時、バイパスを造るという話があったと思います。じゃ、207号バイパスができたときに、その後の、もともと通常の国県道が鹿島市内に入っていたわけですね。こういったところが、今回、バイパスができて、広域的な道路ができていくという中で、当時、県と鹿島市のほうで今後の国県道の在り方と市道の在り方について多分議論をされたんだと思います。その中で、県は新しく県管理の道路を造ったのに、まだ県管理の道路が残っているというのは、同じような路線が残るので、通常、バイパスを造ったときにはその中で完結するような国県道については市に移管するというようなルールをやっていたと思います。私も昔担当したときはそういったことはやっていましたし、バイパスができたところにはこういったやり方をしております。

そういった協議の中で、ある程度鹿島市内の行っているところについては県のほうで、例えば、いきなり古いまま、交差点改良が残ったまま市にやるというのはどうなのかとか、街路樹がいっぱいあって管理するのが大変なまま市に移管するのはどうだということがありますので、そういった協議をしながら、ある程度県のほうで整備が整った段階であるとか市の中で整備ができた段階で市のほうに移管するというようなやり方をしているんだと思います。そういった路線は今後も鹿島市内のほうではまだ出てきます。奥山～鹿島線であるとか、そういったところが出てきます。

その中で、お尋ねの市道の認定につきましては平成25年9月議会に出しております、大分以前になりますけど、多分、全体の大きな協議をするのにやっぱり議会の議決が必要ということで、何本かまとめて議会の議決をしています。その中で、今後移管されるような分についても、あらかじめ市道認定をしております。道路の供用につきましては、市道の認定をするのと同時に、当然、先ほど課長のほうからも答弁がありましたけど、国県道と市道がダブル認定というのは当然あることになります。そのときは上位のほうが管理をする。ですから、今まで県が管理しておりました。令和7年4月からは、スカイロードから今回の区間については、ある程度条件が整ったということで市に移管するので、県のほうからもここは市で管理してくださいねということをしてしております。その供用開始するときには供用の告示というのが必要になります。この告示につきましては市のほうでやっておりますので、大きな全体を認定するという点については議会の議決が必要で、今度、市道として供用開始するときには、市のほうで条件も整っているところで告示という形をしておりますので、基本的には議会の議決は既に経ているものとなっております。

路線がいろいろあったりとか、市道と国道がダブっている区間とかがありますので、分かりにくいところはありますが、概要としてはこういった形になります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

先ほどから何回も言っていますけど、だから、県道になったのはいつですかと聞きようわけです。市道は市道でよかですよ。県道にはいつなったんですかと。そして、県から移管されたわけでしょう。そいぎ、県から移管されたら、ありがとうございますやなくて、それは議会の議決を経なければいけないんじゃないですかと聞きようわけですよ。そうせんば簡単にでくっじななかですか。県がこの道路をあんたたちにくれるよと言うたら、もらってよかわけでしょう。そういうわけではないわけですね。

平成25年に市道として議会の議決を受けたと。そしたら、あそこのスカイロードの道路がいつ県道になったのかというのを聞きようわけですよ。いや、それを分からんとどがんとされんでしょ。県道にいつなったか分からん、県道が移管されて市道になりました。市道は何も議会の議決も経んで——移管は移管してよかですよ、それは。しかし、移管されたら移管されたで、市議会に報告なり、また、道路法第8条第2項によって議決も必要じゃないかと私は思うんですよ。簡単に市道、県道——市道になったということは市が管理せんばらんということでしょう。お金も要りますよね。県道の場合は県が管理していますから市費は要りません。しかし、市道になれば、その井手～西葉線にしても、あの長い距離が市道にもしなったら、道路の管理は全て市がせんばいかんじななかですか。だから、道路法によって議決を経なさいということになっているわけでしょう。そこにお金が発生してくるから。ただ、この道路をあなたにくれますよと、いただきましたじななかわけですよ。これに必ずその道路の管理なりなんりの予算が絡んでくるじななかですか。予算の絡まんやったらよかですよ。県道ばやりました、はい、ありがとうございますでよかですけど、そうじななかですよ。それに全て管理の予算が来る。だから、市議会の議決が要るわけですよ。市議会が予算を議決するわけだから。だから、いつ県道になったのですかと聞きようわけですね。

こればかり言いよったら、あと18分しかなかけんが——副市長、よかですよ、よかよか。整理をして……（「整理しています」と呼ぶ者あり）いんにゃ、もうよかよか。

○議長（徳村博紀君）

ちょっと答弁を求めます。鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

すみません、先ほど答弁したとおりになるんですけど、ここはもともと県道なので、いつ市道から県道になったとかじゃなくて、県道のままです。（「いや、県道のままで……」と呼ぶ者あり）いや、県道だったということですね。もともとが県道だったで、県道から市道になったと。その市道になった議決については、令和25年9月議会で議決を受けているということになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

平成25年に市道だったと。これは県道をしている。それからまた県道になっているから、だから、県道にいつなったのですかと。ずっと市道のままじゃなかでしょう。——よかよか、堀課長、もうよか。

○議長（徳村博紀君）

ちょっと整理しますので。どっちが答えますか。副市長ですか。

○4 番（中村日出代君）続

よかよかよか、後で聞きに来る。（「質問がおかしいんです」と呼ぶ者あり）質問がおかしなことは何もなかでしょう。私たちが理解できんから言っているわけで。（「質問を整理してもらって」と呼ぶ者あり）質問は整理できとうじゃなかですか。市道が県道になった、県道にいつなったのですかと。そして、県道から市道になった。市に移管した。移管しただけじゃないでしょうと。それにはお金、予算が絡みます。だからこそ議会の議決が要るんじゃないですかと理路整然としとうじゃなかですか、私の言っていることが。私が何じゃいおかしかですかね。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

すみません、何回も繰り返しになりますけど、ここについてはもともと県道だったと。県道だったんですね。県道だったところに、平成25年9月議会において市道も認定したという形になります。そのときに、県道と市道が重複して認定されているという区間になりますので、市道から県道になったじゃなくて、1つの路線のところ県道と市道という2つの道路認定をしております。そのとき、通常は管理は上位の広域的なほうがするという形で、県が管理をしていたという形になります。今回、令和7年におきましては、県のほうではその区間は廃止したという形になりますので、市道として供用開始をして、令和7年からは市道として供用開始している。

当然、議員がおっしゃっている議会の議決というのは要りますけど、これについては平成25年9月議会において既に議決を経ていたという形になります。そういった整理の中では、当然、私たちのほうも法律に基づいて業務をしておりますので、その辺は確認しながらやっておりますので、そういった議会の議決を経ていないということは全然ありません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ちょっとよく分からんので、後で説明をしてください。移管になったから、もともと県道が市道になって、市道に重複してなって、片っ方の県道が外れたからと、県道、市道で重複して指定するというのはどこが、県が指定すつとですかね。——よかよかよか、分かった。

そしたら、ポケットパークの事業については県がしますね、1か所。県が1か所します。それは都市計画法第59条第1項が「都市計画事業は、市町村が、都道府県知事の認可を受けて施行する。」となつとうですね。第2項に「都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。」となつとうですね。これは県が都市計画法第62条第1項の規定によって地方整備局に都市計画事業のこのポケットパークの申請をして許可を受けておられます。

このポケットパーク4か所は鹿島市がするとなっているのに、県が1か所、どこのポケットパークを県が整備するようになっているんですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

お答えします。

県が整備するポケットパークの場所ということですがけれども、スカイロード交差点のところから駅のほうに向かって真っすぐ直線ですね、ここは市道、市で整備を行います。そこからカーブになるところですね、そこのところにポケットパークを設けて……（「もう一回。分からんやった」と呼ぶ者あり）スカイロード交差点、分かりますでしょうか。あそこから駅のほうに向かって直線、ここは市道なんです。カーブのところからは県が整備をするということになっていまして……（「4つのうち1個だけ、個別にね。4つあるやろう」と呼ぶ者あり）4つのポケットパークについては、スカイロードにあります月の広場、太陽の広場、空の広場、さくら通りの花ごもり公園ということになります。（「県はどこばすつと」と呼ぶ者あり）県が整備するところが、スカイロード交差点から真っすぐ入って……（「違う、ポケットパーク」と呼ぶ者あり）角のところ。一般車ロータリーのカーブのところになります。県がする1つと市がする4つというところは全く路線が違うというところで——全くというか、場所が違います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ウォークアブル推進事業のポケットパークを見たら4つしかなかですよね。そしたら、今の

話では5つあるということですか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

県の事業ということになって、少し記憶がうろ覚えですけども、街路事業、もしくはウォークアブル推進事業で県の申請の中に入っているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

いや、私が聞いているのは、ウォークアブル推進事業の中では4か所しかありませんけれども、県が1か所するという事は、5か所ですから聞きようわけですね。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

失礼します。

市の事業、ウォークアブル推進事業で4か所ということで明示をしております。それから、関連事業として、これも佐賀県が事業主体となってウォークアブル推進事業ということで実施をするという計画になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

ポケットパークは4か所しかありませんよね。これが関連事業として、鹿島がポケットパークを4か所、1,000平方メートルですね。——ああ、ごめんなさい、基幹事業としてですね。関連事業としてポケットパーク整備、佐賀県が1か所あつですね。地図上ではポケットパークというのは4か所しかありませんので、もう一か所、佐賀県がする場所はどこですかと聞いているわけです。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

県が行う事業のポケットパークについては、先ほど申し上げた一般車ロータリーに向かうカーブのところ、コーナーのところ、ここにポケットパークを予定されております。ウォークアブル推進事業の中での関連事業として、市の計画書の中にもポケットパークの位置という

のはお示しをしているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

4 か所しかないと言っていますが、何かまずいことがあつとですかね。県がしてもよかわけでしょう、事業は。例えば、5 か所鹿島市がして、1 か所を県がすると。それは何もおかしくないじゃないですか。ただ、事業のには4 か所しか書きちゃなかですね。それを聞いているわけですよ。——よかです、よかです、もう時間もありませんので。

予算審査特別委員会でもそうでしたけれども、なかなか私たちが腑に落ちるような答えがですね、何か質問してもそちらのほうから回答が出てきません。それはなぜかといいますと、最初から言っていますけど、佐賀県と鹿島市の連携はよかですけど、連携協定書も何もなかですね。そこがやっぱり私は一番問題と思うんですよ。話し合う機会がない。だから、そういうふうなことになってしまうんじゃないかと思うんですよ。

そこで、556,000千円の公共事業を実施していく過程で、今ずっと話をしてもなかなか納得できないような——私の理解ができないのが駄目だと思いますけれども、私の理解は一般市民の理解ですよ。だから、一般市民の方がやっぱり理解するような説明をしてもらわなければいかんと思うんですよ。

いろいろな場面で、やっぱり調整したり話し合ったりする場面が必要となってくるですよ。今そういう場面がありません。連携協定書も何もありません。そこで、地方自治法の第252条の2の2第1項に協議会の設置というのがあります。「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。」となっております。その第3項に「第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。」とされています。去年から事業は始まっていますので、議会の議決は経ることができんですね。ただ、この議会の議決を経なくてもいい連絡調整を図る協議会はできるわけですよ。だから、ぜひこの連絡調整を図る協議会をつくっていただいて、せっかくなので事業を県と共同でしているわけですから、円滑に事業が進むようにこの協議会を設置してもらいたいと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

地方自治法に定めます法定の協議会、それから、協議会の位置づけを含めて考えを御説明したいと思います。

まず、市町と県の事務の共同処理とか共同事務、こういったことについては、日常生活圏とか広域化、行財政需要の高度化、専門化、あるいは事務処理体制の効率化、こういった要請への対応を目的として、協議会、広域圏、こういった機能が部門的に広く活用されてきております。同じような事務を各市町がそれぞれ担当を置いて事務処理を行うということよりも、複数の自治体で共同で処理したほうが効率的だという事務処理合理化の手段の一つであります。この地方自治法に示される協議会も同様の考えのものでして、地方公共団体の区域を超えて、行政の執行等を合理化する目的で設置された協議会という位置づけをされております。

議員がおっしゃいました県との連携というところですけども、御指摘の協議会ですけども、事務を合理化するために共同で一緒に処理をしていきたいと思いますという協議会でありまして、今回の場合は当てはまらないのではないかと考えます。

本事業については、整備区分をそれぞれ県の区分、市の区分と明確に分けて進めております。それぞれの守備範囲について必要な予算をそれぞれの議会にお諮りして、担当の部分を毎年度着実に進めさせていただいております。現在のところ整備に関する協議会というものは検討しておりません。

しかしながら、その後の運営の在り方とかについては、県と市はもちろんですけれども、入居される企業さんとか市内団体とか、そういったところとの連携が大変重要になってまいりますので、どういう形になるか、これからの検討になりますが、何らかの組織体、会議、そういったものの必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

今のは地方自治法の中身と違うなら違うでもよかですよ。ただ、やっぱり連絡調整を行う、お互いにお話ができる、そういう協議体なり会議をつくっとかんと、今のように、予算の審議でも言いましたように、事業名が違ったり、鹿島市周辺整備事業とか、全然違う事業で内容が違ったりして指摘をしましたね。そういうことで、やっぱりお互いに連絡調整して足らるところを補いながらするのが県と市との、お互いにこういうふうな大きい事業ですので、やっぱり地方自治法になくても自分たちで協議会をつくるとか、そういうことをしていないと円滑にいかないんじゃないかと思うんですよ。

そして、駅舎と復原駅舎も県が造ると思ったら鹿島市と共同でなっとつですよ、23億円。

こういうとも理解できないですね。理解できないところは事業計画にずっと載っているわけですよ。それをやっぱり調整していかんといかんじゃなかでしょうか。あなたたちは理解しているけど、私たち市民が理解できないというのが一番いかんですよね。だから、我々市民にもやっぱり理解できるように、議員が理解できんやったら市民はもっと理解できんじゃなかですか。そこら辺を考えていただいて、もっと丁寧にですよ、ウォークブル推進事業については説明を詳しく、近々に議会にも市民の皆さんに分かるように全員協議会を開いて説明をしていただきたいと思います。堀課長、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

この事業は県と市とずっと調整を進めながらやってきております。当然そういったお互いに連携して意思疎通しながらやっていくことが大事な事業だと思っています。そういった意味でも、これまでも県の窓口と、市のほうでも私をトップとして、当然、都市計画課、商工観光課、広報企画課といろんなチームをつくりながらやってきております。議員がおっしゃるように、市民の方に対しての御説明、これは私たちもこれからも続けていかないとはいけません。

この予算のウォークブルの話とかについても、もともと昨年度予算の資料の中にも載せておりますけど、53億円ありまして、45億円が県であって、8.2億円は市がするという形になります。その財源として、いろんな財源を取ってこようという形の中で、第2世代交付金であるとか、その中で、都市計画事業であるとか、街路であるとか、この中、あとウォークブル推進事業、こういったものを組み合わせながら、財政的な工夫をしながらこの事業を進めていっております。

当然この事業というのは……

○議長（徳村博紀君）

時間が参りましたので、答弁は簡潔にお願いします。

○副市長（鳥飼広敬君）続

ハードだけではなく、ソフトのことが大事だと思っておりますので、そのために市民の方にもこういった事業内容については丁寧に説明しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時30分から再開いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。7番議員、樋口作二でございます。通告に従い一般質問を行います。

このところ、日々の暮らしが季節の移ろいに急かされているように感じますが、既に春本番、鹿島市を彩る木々の花々も梅から桃へと散り急ぎ、既にソメイヨシノのつぼみも大きく膨らみ、市役所前の桜もちらほら咲き出している状況となりました。

このような華やかな季節であります、また、春は別れの季節でもあります。この鹿島市役所でも、3名の部長が役職定年を迎えられます。市役所を長年にわたって支えて進展してこられた3名の部長の、この議会での発言がもう聞けないと思うと、年のせいか悲しくなります。昨日も杉原議員への答弁で鹿島市への強い思いを語られましたが、私は具体的な施策についての各部長のお考えを伺い、鹿島市の課題や未来について討論したいと思います。

そこでまず、岩下市民部長に、鹿島市民の暮らしについて、鹿島市民の暮らしは豊かになっているのかどうかについてお尋ねいたします。暮らしの豊かさは、自然環境や食べ物、文化的要素など、たくさんあると思いますが、今回は経済事情を中心にお尋ねします。

現在、日本の経済は失われた30年、あるいは35年と言われ、先進国の中では唯一経済成長をしていないと言われていますが、実際鹿島市民の暮らしではどうなのか。鹿島市民の経済事情を岩下部長はどのように捉えられているのか、まずお尋ねいたします。

次に、山浦建設部長にお尋ねいたします。

山浦建設部長は、建設と環境という、はた目から見たら相反するような部署をうまくまとめ、長年にわたり尽力されてきました。

そこでまず、建設の分野でお尋ねします。

予算審査特別委員会でも質問が出ましたが、毎年多くの要望がある市道への改善要求をどのように対処されているのか、お尋ねします。

そして、建設に時間がかかる国道については、関係機関とどのように調整されて国道建設が進むのか、その道筋や課題についてお尋ねをいたします。

山崎部長は、鹿島市の基幹産業と言われる第1次産業に長く関わり、多くの課題に対して的確な判断で解決してこられました、ほとんどが国や県の予算の枠内での行政執行で、戸惑いもあったのではないかと思います。現在、ガソリン価格の高騰が市民の暮らしを直撃していますが、食料自給率が極めて低い日本で、食品や農産物が輸入しにくい状況になるとも考えられ、不安を感じている市民もおられると思います。

そこで、国際状況なども踏まえて、食料安全保障という大きなテーマと、農林水産関係国家予算との関わりについてどのように考えておられるのか、質問いたします。

以上、3部長に対して質問しましたが、その他の項目につきましては一問一答での答弁をお願いいたします。これで総括質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、日本経済は長年にわたって実質的な成長が停滞している状況です。特に近年ですが、物価高騰が続いて、市民の皆様の生活の厳しさは本当に日増しに増しているというふうなことは実感、認識しております。

総括的なところでございますけれども、本市の状況について申し上げますと、老齢基礎年金のみを受給されている方の平均年額というのが約730千円、月額に換算しますと大体60千円程度でございます。名目の賃金は上昇傾向ではあるものの、食料品、光熱費等の物価高騰が続く中で、実質的な購買力は低下しております。農漁業、自営業、年金生活者が多い鹿島市の実態は全国平均に達していないものではないかというふうに考えております。

当市の貴重な財源でございます市税につきましては、給与、農業、営業の市民の方々の個人所得の年度間の変動を反映したものでございまして、微増傾向ではございます。

こうした状況の中ではありますけれども、鹿島市としては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して、低所得世帯への給付金の支給や買物応援券の配付、医療・介護・保育施設への支援金の交付など、各部署の事業と連携して市民生活への直接的な支援を実施してきている状況でございます。

また、子ども・子育ての観点から、令和7年度から小学6年生、中学3年生の給食費の無償化を開始するなど、子育て世帯の経済的な負担軽減にも努めている状況です。

今後につきましても、令和8年度からスタートする第八次鹿島市総合計画において「つながる笑顔のまち かしま」の実現を掲げて、市民の皆様が安心して医療・福祉サービスを受けられ、子育てしやすく、高齢になっても生きがいを持って暮らせる環境づくり、これを市民の豊かさとして総合的に推進する計画を立てている状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

地元とか市民から市道整備に関する要望は、毎年100件を超える要望が提出されているところです。これらの要望内容には、簡易的な除草作業から路面の陥没補修、側溝整備、離合場所整備、あと、大規模な道路拡幅など多岐にわたっております。

要望の対応に当たり、緊急性、整備の熟度、関係者の合意形成の度合い、整備効果に基づき優先順位をつけて決定しまして、実施計画に掲上しまして随時対応しているところでございます。

また、地元の協力が得られる場合は、生コンクリートの支給や機械借り上げなどによる対応を行っているところもでございます。側溝設置や路肩改修などといった請負工事で行う場合は、特定の地域に偏らないことを考慮して対応を行っているところです。そして、用地に係る場合は地権者との合意形成が必要でありますので、地元役員や関係地権者との協議を通じて利用状況を確認し、整備検討を進めているところでございます。

国道の道路改良に関しましては、現在整備中の西葉から母ヶ浦地区の区間を例に挙げてみますと、歩道整備と道路線形整備として、JRのガード拡幅や橋梁の架け替えも含み、早急な解決が地元より望まれていました。また、この区間の課題は母ヶ浦川流域の排水問題にも関わってきまして、昭和63年頃から地元より排水改善の要望も高まってきましたが、関係機関が複雑に絡んでいまして進捗が難しい状況が続いていました。しかし現在では、浸水原因と浸水対策を整理しまして、県、市、地元の役割を共有しまして、短期に取り組めるもの、あと、中期、長期として調整時間が必要なことなどを整理しまして、まず短期的に取り組めることとして、田んぼダムなど流域治水対策を取りかかりとして対応を進めてまいります。

このように地元の方々と協議が進むことで、国道拡幅工事についても関係機関との協議調整が進められ、工事の進捗につながっているところでございます。

国道の整備につきましましては、管理者である佐賀県が日頃より点検、課題がある区間の改良工事を行っているもののほかに、地元要望の提出などを通じて、市内全域を調整しながら、整備効果など総合的な調整をして計画に取り組む流れとなっております。

また、用地買収に係る箇所など地権者の合意形成が必要であり、この点が課題となり、デリケートな面もございまして慎重な対応を余儀なくされ、情報共有や調整に時間を要する場合もございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

私のほうには農業などを取り巻く国際的な環境と日本の国家予算についてということでのお尋ねです。

いろいろな情勢ということで、国際的にはウクライナ情勢だったりとか気候変動、それから、世界的な食料供給の不安定とか、国内でも米の価格の高騰など、食料安全保障の重要性は今や国民的な関心事ということで捉えております。

こういった中で、先進国と言われるアメリカとかEUについては国家予算の相当の割合を

割いて、農業を単なる産業としてだけではなくて、国家の安全保障とか国土保全、環境維持の根幹として位置づけて、手厚く保護されているような状況ということで認識をしております。一方、日本の農林水産関係の予算については、令和7年度の農林水産省の予算が約2兆3,000億円、国家予算全体に占める割合が約1.8%と、あまり高くない水準ということで、また一方、食料自給率についてもカロリーベースで約38%と、先進国の中でも低い水準になっているという状況でございます。

こういった中で、日本の農林水産関係の予算についてどう捉えているかということでございますけれども、国の予算配分の在り方については私が直接何か言及できるところはございませんけれども、ただ、一地方自治体の担当者の思いとしてあえて申し上げますとすれば、農業は食料を生産するだけではなくて、国土保全、水源涵養、景観形成、生物多様性の維持など、金額換算するだけでも数兆円、それができない部分も含めると相当の機能的な価値があると認識をしております。この多面的な価値が、予算議論においても正当に評価されることが重要ではないかと感じているところでございます。

外国と比較した場合は、日本の農業は貿易面でも価格競争面でも構造的な課題を抱えていると思っております。食料は、エネルギーと並ぶ最重要の安全保障資源であります。国に対しては、農林水産予算の抜本的な拡充と食料自給率向上に向けた実効性のある政策を継続して求めていくことも大事だと思っております。

鹿島市においては、米、麦の自給率は100%を超えているということで、食料安全保障の観点から見れば、この地域の農業が持つ潜在的な価値は非常に高いものがあると思っております。鹿島市としては、国の予算の動向を注視しながら、国、県の補助制度を最大限に活用しつつ、地域農業の維持、発展に取り組んでいくことが大事だと考えております。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

3部長、御答弁ありがとうございました。

それではまず、岩下部長から順番に再度伺ってみたいと思います。よろしくお願ひします。

鹿島市民の暮らしについてですけど、本当に同感いたしましたして、市税はずっと担当でしてございますけど、29億円から30億円を超えて少しずつ上がっている状態、人口は減っているのに上がっている状態だから、それなりにベースは上がっているのかなと思ひますけれども、言われたとおり、物価高騰とか、あるいは年金等の受給者の方も大変多いので、なかなか苦しい状況かなと思ひます。

昨日、岩下部長の若い頃の勤務状態に非常に感心しまして、特にフォーラム鹿島とか青年会議所のところで若い時分は大変頑張ったというふうな御答弁でした。私も実は、一億総中流化と言われた1970年から1980年、1990年前ぐらいまでの――私が後期高齢者になりました

けど、その間で一番元気だったんじゃないかなと思うんですね。要するに一億総中流化というのは、日本人全体が中流の暮らしをして、ある意味、毎年少しずつ給料等も上がって、未来が明るいような状況で暮らしていた時代が一番元気だったような気がするんですけども、岩下部長はそういう時分と比べて、今の鹿島市の状況と、私は昔が元気だったかなと思いますけど、どのように感じておられるのか。感じていることだけで結構でございますので、御答弁ください。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

私の昨日の答弁も挙げていただいてありがとうございます。

今の状況をどう考えるかという議員の御質問ですけれども、市役所に入って40年近くなりますけれども、その時代というのは人口も多くて、なおかつ職場の中では、職員も当時は、もう少し前になるんですけれども、人口の1%とか、そういうふうにして職員も充実していた時代だと思います。そういう中で、上司と部下、職員の連携とか、あと、私が入った頃は、地域の中の市民の方々、昨日申しました団体とか個人を含めての連携が非常に充実していたなど。特にまちづくりのための人づくり、こういう点においては本当に懐かしい時代でした。

今考えてみますと、職員も減って、当然人口も減ってという中で、この先、私の家も含めてですけれども、子供たちをどう残すか、孫たちにも鹿島市をどうつないでいくかというのは、やはり常々考えて、各部署でもそうですけれども、知恵を絞りながら施策に生かしていつてくれている状況でございます。ただし、やはり予算的にも厳しい状態で、外部から、国とか県の外の力を借りて、鹿島市の考えと一体となって、施策を市民の皆さん方のためにどう生かしていくかというのがこの数年の状況でございます。

今後に向けても、特に市長が掲げております連携というのを国、県、そして地元の方々との連携し、当然議会の皆さんもそうですけれども、連携をしていただいて市の施策に生かしていきたいというふうに考えておりますし、今後も職員はそういう気持ちで臨んでくれるというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

鹿島市の姿勢が問題ということではなくて、今、格差社会といいますか、お金持ちの人はたくさんいるけれども、そうでない人も多くなっているという状況。これは鹿島市の状況とは限らず、日本全体がそういうふうになっているということが、ちょっと元気がなくなっているのかなというふうなことで、鹿島市は今言われたように地域力とか連携、こういう市民

の力が大変強いので、これからもそのような方向でぜひ進めていければと思います。

次の質問です。

岩下部長に2番目の質問ですけれども、いわゆるステルス増税といいますが、目に見えないような形の増税が増えてきているということで、これが市民生活に影響しているのではないかということについてお尋ねをいたします。

ステルス増税と言われるのは、要するにステルス戦闘機じゃないですけど、目に見えないような形で徴収される税金ですよ。例えば、高齢者の介護保険が2024年から見直しとなって所得に応じて増税されているとか、また、後期高齢者医療保険が年ごとに増税して、出産育児一時金を全世代で支えるために増税されているとか、このように少しずつ増税をされている中で、令和8年度から子ども・子育て支援金が国民健康保険、後期高齢者医療保険などの社会保険料に上乗せして徴収される。健康保険は当たり前払うけど、それにプラスして徴収されるということになって、様々な家庭がある中で保険料からの徴収という、徴収方法の問題点が指摘されておりますが、このような子育て支援金も含めて、表に出ないような増税について、市ではどのような対応といいますか、市民の方への御説明とか、そういうことをされるのかについてお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員御指摘のステルス増税については、市民の皆様の中に不満とか、あるいは不安が広がっていること自体は、市としては十分に認識しております。

議員のおっしゃる増税関係について、取りあえず2点を取り上げて御説明したいと思います。

まず1点目として、子ども・子育て支援金制度について申し上げます。

これは令和6年に成立した子ども・子育て支援法等の一部改正によって、令和8年度から医療保険の保険料に上乗せして徴収される制度が創設されます。

こども家庭庁の試算では、令和10年度の加入者1人当たりの月額負担は、被用者保険平均で500円、国民健康保険で400円、後期高齢者医療制度で350円というふうになされております。

そして、議員御指摘のとおり、子育て世帯以外の方、特に高齢者の皆様にとっては恩恵を受けにくい一方で、負担だけが増えるという不満の声があることは承知しております。国はこれを全世代、全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みと説明しておりますが、その趣旨が市民の皆様には十分御理解いただけるように、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じた分かりやすい周知、広報に市としては努めてまいりたいと思います。

次に2点目として、国保税、後期高齢者保険料の負担増については、高齢者、年金生活者の皆様の生活を直撃するものでございまして、その重さは十分に認識しております。後期高齢者医療保険料、介護保険料ともに低所得者への軽減措置が設けられておりまして、対象となる方が確実に軽減を受けられるように、窓口等での案内も徹底してまいりたいと思います。

これらは国、県の制度に基づくものではございますが、市が単独で変更するというものもなかなか困難であるものの、市長会等を通じて、地方の実情を踏まえた制度の改善、激変緩和措置を継続的に求めてまいりたいと思います。

今後も市民の皆様の生活実態を把握しながら、できる限り市としては支援策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

それでは、午前に引き続き質問いたします。

まずは、ステルス増税についての御答弁ありがとうございました。

実際国が決めることですが、対応するのは市民に一番身近な市政であるということで、大変御苦労も多いかと思っておりますけれども、市民に寄り添って御対応していただくようお願いいたします。

岩下市民部長については最後の質問になります。

市民部の活動についてのお伺いですが、子ども医療費とか保育料の補助、市民部の施策は本当に市民に寄り添って少しずつ改良されてきたのではないかなと思っておりますが、そういった道筋とか今後の課題とかについて、市民部長の考えを伺いたしたいと思います。よろしく願います。

○議長（徳村博紀君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員には定年前に御答弁の機会をいただいて、誠にありがとうございます。

市民部在職中の取組、あるいは課題、そしてこの機会に、市民部を含めた今後の市役所の行政運営に向けた思いについてお答えしたいと思います。

まず、福祉課のほうですけれども、幼児教育・保育の無償化やひとり親・低所得世帯への給付金の支給、子供食堂、配食支援など、子供の貧困対策を推進するとともに、障害者施設への就職支援の補助金を創設して人材確保のほうに取り組んでまいりました。

次に保険健康課では、特定健診やがん検診の受診率の向上、ワクチン助成の拡充、こども家庭センターの設置による窓口の一本化、認知症の対策やロコモ予防など、高齢者支援を着実に進めてまいりました。また、国保税率の県内の一本化に向けた協議についても継続して取り組んでいるところでございます。

市民課、税務課のほうでは、マイナンバーカードの普及促進と窓口サービスのワンストップ化を推進してまいりました。

今後の市民部は、第八次の総合計画の下、1つ目に、高齢者が安心して暮らせる体制の維持強化、2つ目に、子育て支援の継続・拡充、3つ目に、国保税率の一本化への対応、4つ目に、デジタル化による窓口サービスの向上、これらの課題に着実に取り組んでいただけるものと期待しております。

最後に少しだけお時間をいただいて、市議会と鹿島市役所が鹿島市の発展に向けて両輪でまちづくりを進めるために、今後に対しての私の思いを申し上げたいと思います。

私どもがお世話になっている市議会は、行政を監視、チェックする重要な役割を担っていただいております。市役所が事務や事故等で業務を怠った際などには厳しく御指摘をいただくものでございます。私どもは公務に携わっている以上は、それは当然のこととございまして、よくして当たり前、間違えばお叱りを受ける、このことを市役所として真摯に受け止めて、専決処分とか、あるいは議会、マスコミへの周知等により、速やかにおわびと対応を行ってきております。市議会におきましても、同様の問題が起きれば、同じ対処を真摯にされてきたということで見えてきております。

ここで、1つお伝えしたいことがございます。

私どもは鹿島市に生まれて、あるいは鹿島市に根を張り、この地で生涯を歩もうとしている職員たちは、職員である以上、逃げも隠れもせずに市役所という場所に立ち、鹿島市のまちづくりという責務に対処しており、決して鹿島市を悪い方向に導こうとして仕事をする者は誰一人いません。逆に私たちは、この議場にいらっしゃる議員に、一有権者として各自が一票を投じて、各自が鹿島のまちづくりと未来を議員に一市民として託している状況でもあります。

正規職員から会計年度任用職員まで500人を超える職員は、それぞれが市内のいずれかの地域に暮らす市民です。それぞれが数十人、数百人の仲間や知人と交流を持ち、地域の村づくり、まちづくりに汗を流しています。その一人一人が鹿島を動かす力を持っていると私は

思っています。

直近の分かりやすい一例として、松尾市長のDX推進の一環で取り組んでいる鹿島市公式LINEののひら市役所登録拡大があります。全職員が一丸となって取り組んだ結果、1年を待たずして1万2,000人を超える登録数を達成することができています。これは職員の総合力と意識の表れだと思っております。

また、この数年を振り返りますと、市民文化ホールSAKURASの整備、防災機能の中核となる新世紀センターの整備、肥前浜駅の整備や重伝建地区の選定など、当時は賛否両論、相当な議論がありました。しかし整備後は、年月を重ねる中で当初の目標を着実に発揮し、市外からも多くの視察をいただくなど、費用対効果が生まれたものと判断をしております。

現在進行中の肥前鹿島駅の整備につきましても、様々な立場から活発な議論がなされております。市民の皆さんからの評価は、期待の声もあれば、厳しい声もあるかと存じます。しかし、今御紹介した各種事業のように、多角的な議論の積み重ねこそが糧となって、5年後、10年後、20年後には必ずよい結果につながってくると信じております。

私たち職員の責務は、市民の皆さんから多様な意見を丁寧に向いながら、予算も市単独費は厳しい現状の中、国や県などの力を借りて、なるべく外からの予算を持ってきて、鹿島市ならではのオリジナルの施策を一緒に練り上げていくことにあると考えております。

議員の皆さんへは、一市民として、一有権者として心からお願い申し上げます。若い議員の皆さんには、議会と市という立ち位置は違っても、同じ市民同士、各種課題に市民の皆さんのために知恵を絞り、へこたれず、他のまちに負けないように事業展開を頑張っている市役所の若い職員と手を携えていただいて、若い力で将来につながるまちづくりを議会と市役所の両輪で進めていただければ幸いです。

また、私が入庁して40年近く、まちづくりや地域づくりの実践をリードしてこられた福井議員、伊東議員をはじめ、人生における先輩の議員の皆さんには、私が若い頃にまちづくりや官民連携の大切さを御指導いただいたことに今も深く感謝しております。議会と市役所の立ち位置の違いから議論がかみ合わないこともあるかもしれませんが、職業、年齢、性別の垣根を越えた真摯な連携により、子や孫の世代まで続く鹿島流のまちづくりに今後もどうかお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

これからの鹿島の明るい未来のために、議会と市役所は歩むルールが異なるかもしれませんが、しかし、市民の期待に応えるまちづくりと地域おこしという同じ目標、着地点に向かって、両輪で連携し続けることが何より大切だと考えており、そのことに市民の皆さんも期待していると思います。

昨日の杉原議員のほうでもお答えしましたように、田澤義鋪先生の「虚空に矢を射る」が鹿島流のまちづくりだと思います。市民、議会、市役所、この3つの矢が一本の大きな矢となって同じ方向に向かって歩みをそろえることができれば、全国約1,700の市町村の中で、

鹿島市は必ず生き残ることができると思っています。

来年度からスタートする第八次鹿島市総合計画に掲げる「つながる笑顔のまち かしま」、そして、その先に続く計画を実現し、私たちの責務として、責任として、子供や孫たちへ確かなバトンを渡していけると信じております。

以上、私たち3人の部長は今回をもって議会の場から去ることになりますけれども、長年にわたり市民の皆様、議員の皆様からいただきました御指導と御支援に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

市民部の活動だけではなく、議会と市役所の関係とか、もっと大きな視点での御答弁でした。共に鹿島市を盛り上げていければいいなという思いを強くしました。

岩下市民部長には、冒頭申し上げましたけれども、青年会議所とかフォーラム鹿島とのつながりとか、地域間交流、それから、茨城県の鹿嶋市との「しま」論争じゃないですけど、それにも深く関わってこられたとか、私が入ってから北鹿島の中村住宅をPFI事業ということで熱心に取り組まれて、様々なこと、特に最後は福祉関係、子供の貧困という言葉が何回かございましたけれども、福祉の分野でも力を注いでいただきまして本当にありがとうございました。また、お互いに市民として共に頑張っていきましょう。ありがとうございました。

それでは次に、山浦部長への最初の質問と御答弁について、どうぞよろしく願いいたします。

市道の改善要求を優先順位に従って、できる予算の範囲内で行っているということとか、国からのことはいろんな関係機関と対応して取り扱っている、あるいは国道に関しては、特にJRとの関係なんかで時間のかかり過ぎよっじゃなかろうかというような意見が市民の方からもたくさんあるんですけど、その辺もしようがないかなと思いますけれども、どうぞお互いに、いろんな情報をできれば早めに開示していただいて、どこをどういうふうに通るんだということ、そういったことまで開示していただければと思います。

それでは、山浦部長に2つ目の質問ですけど、環境行政の進展と課題についてということ、ラムサール条約の湿地登録から10年がたちましたね。それから、その後、SDGs未来都市、あるいはゼロカーボン宣言、それから自然共生サイト登録など、多くの観光行政の成果を見せておられる鹿島市の中心におられたと思いますが、どのような姿勢でこれらの業務を遂行されてこられたのか。

また、ごみ問題など、省資源の分野での取組などもどのように評価されているのかということ、建設環境部ということ、全体の中で特に環境行政の進展ということについてお尋ね

をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

鹿島市は環境行政の取組を一貫して推進しておりまして、環境問題に対して地域全体の意識を高める努力を担当職員と一緒に取り組んできたところです。もともと市民の皆さんはごみの分別化など環境問題に対する高い意識をお持ちでしたので、スムーズな取組ができたと思っております。

例を挙げますと、環境省地域循環共生圏の取組や、ゼロカーボンなどの推進を通じて、自然環境の保護と持続可能な社会の構築を目指してまいりました。また、ラムサール条約湿地登録を基にした地域循環の仕組みを構築し、これに関するイベントや活動を通じて市民や企業の協力を得るなど、地域社会全体で包括的な取組を進める姿勢を示してきたところです。

そして、持続可能な開発のための教育、E S Dといいますが——を市内の小学校では4年生時に環境学習を、また、希望者にはラムサール観察隊に入会してもらって、野外で生き物観察とか自然体験、他の湿地の見学など、改めて子供たちに鹿島市の自然のすばらしさについて、体験を通して感性を養う学習も行っておりまして。特に体験、視察、意見交換などの活動を積極的に行い、必要性を評価しながら推進して道筋をつくってきたところです。

市の環境問題に関する過去の積み重ねを基盤としまして、これを進化させるために、常に地域の現状に合わせた対策を取り続ける姿勢に基づいて業務を進めてきたと言えます。

以上の姿勢は鹿島市の環境問題の先進事例として認識され、評価を受ける成果としても現れていますし、市民の皆さんの成果だと思っております。

第4次鹿島市環境基本計画の環境像では、「鹿島の豊かな自然の恵みを活かし、安心して暮らし続けられるまち」としております。

また、SDGs未来都市に選定された将来ビジョンでは、2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲットを、「子供たちが外で遊び、生態系が保たれ、鹿島の原風景・鹿島の当たり前を持続的に」という目標を掲げています。鹿島の自然豊かな環境を今後も持続して後世に残したいという意識を持って、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次に、ごみの分別評価についてです。

先ほど申しましたように、鹿島市は従来からごみの分別、減量化、再資源化の分野で全国的に高い評価を受けてきた地域であり、これらが市民の間に広く定着している状況があります。この取組は、広報啓発、研修などを積極的に展開され、市民運動としての盛り上がりも見られた過去があり、現在も資源循環型社会を構築する環境都市を目指して努力しております。

す。

一方で、杵藤広域から佐賀西部へ規模拡大が進む中で、搬入先が遠隔地になり、搬入経費、時間、業者の負担など、課題が指摘されている状況でございます。また、生ごみの堆肥化活動やプラスチックごみ対策なども展開し、環境衛生推進協議会の協力を得て、啓発や市民の環境意識の醸成を進めております。さらに、マイバッグキャンペーンや温室効果ガス削減など省資源活動が行われており、市民の啓発も含め、環境施策の一環として力を注いでいっております。ただし、これらの取組が継続的かつ効率的に行われるためには、市民のさらなる協力と、協力を促進する支援の体制強化が重要だと考えております。

あと、建設環境部の在り方です。

環境と建設の関係性についてですが、例を挙げますと、大規模な公共事業を始める前には環境アセスメント、環境影響評価と言われますが、これを行われていますが、以前は公害を防ぐことが主な目的でしたが、現在は自然環境・生態系の保全、絶滅危惧種の保護、景観、温室効果ガスなどに広がってきております。また、環境に影響がないことのお墨つきを得るための単なる手続ではなく、より環境負荷の少ない代替案を検討し、住民と合意形成を図るプロセスへと進化しております。

私も鹿島市役所へ土木の技術職員として入庁し、40年たちますが、その大半を市民生活のライフラインを支える道路や上下水道、農林水産業の基盤整備部門に在籍し、公共事業に携わってまいりました。環境部門では現職位を合わせて6年ほどおりますが、緑豊かな自然、きれいな空気や水など、豊かな環境を将来に引き継いでいくことが課せられた重大な義務だと考えております。

環境は幅が広く、身近なところではごみ問題や水質問題の生活環境と、生き物や自然に関する自然環境がありますが、近年は地球規模の課題であるCO₂削減、いわゆるゼロカーボンの取組が話題になっております。

建設は開発、環境は保全と、相反する意味を持つ言葉のように捉えられるかも知れませんが、建設は自然環境や生活環境を守って住生活環境をつくる技術だと考えております。したがって、建設と環境は密接な関係にあると考えますし、同じ部署であることでスムーズな業務運営ができたと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二委員。

○7番（樋口作二君）

山浦部長には随分といろいろお世話になったなということで、昨日の御答弁から、道の駅「鹿島」も大分関わっていただいているというふうなことで、何かずっといろんなところで一緒に活動したなということの思いがあったもんですから、特に質問したところでした。

また、今御紹介の環境行政ということですが、本当にこの環境行政は進んできたなというふうなことがありまして、最後は、以前に申しました建設と環境の兼ね合いが、建設環境部というのはどのような感じかなと思って、今おっしゃったとおり、建設もこの頃は本当に、環境アセスメントじゃないですけど、環境に配慮した建設ということでいろんな取組が進んでいるということで伺ったところでございます。

本当に酒蔵ツーリズムとか、長い間、土木産業、建設環境と関わってこられまして、大変お疲れさまでした。今後とも一緒に鹿島市を形づくっていければと思います。ありがとうございました。

それでは最後に、山崎産業部長への質問、総括質問に続いてちょっと質問をいたしたいと思います。

述べられました農業関係の国家予算といいますか、これが例えば、先進国というか、お金の直した資料を見たんですけれども、農家1戸当たり農業予算は、日本は大体1,350千円ぐらいあるけど、何とアメリカは14,000千円以上であるというふうなことで、例えば、アメリカはそのような形で安い農産物を生産して、それを輸出しているといいますか、そういうふうな構造があって、国際的には非常に農業もまずい——まずいといいますか、不利な状況の中にあるのではないかなということの中で、一生懸命努力されて鹿島市の農業を支えていただいているということとか、農業というのは生産物だけじゃなくて、国土保全とか生物多様性とかそういうものにも係っているんだというような思いも御答弁の中で分かりました。ありがとうございました。

それで、先ほどと似たような質問になりますけど、2026年度の農業予算も見ましたけれども、今回の予算についても相変わらず効率化とか大規模化、そういうことが叫ばれる中で、しかし、就業者の高齢化は進んで、耕作適地さえ手放す状況になっているということはいろんなところで一緒じゃないかなと思います。

大規模樹園地も七浦地区なんかで一生懸命やっただいて、そういう国策に沿った取組の対極で、実は、本当は自らの食べ物は自分で作るんだというふうな農業の在り方が、世界中の人の食料といいますか、それを支えているんだという考えもありますよね。そういうふうな農業と何か対極にある方向を中心に、県の予算なんかもありますので進めておられますけれども、SDGs 未来都市、要するに持続可能ということですよ。そういうふうな中での農業というのはどのように推進していけばいいのかということで、当然国、県の方針を受け継いでずっと進められてきたと思いますけど、この際、本当は農業はこういうふうにやったほうがいいんじゃないかと、こういう農業も必要じゃないかと、そういうふうな農に対する思いをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

例えば、小規模農家だったりとか家族経営の農家というのがもともと農業の基本ではないかというふうな論点で、幾らか今までも議会のほうで議員が言われている部分があると思います。そういった小規模農業とか家族農業の重要性というところは、世界的、国際的にも広く認められているということで、統計というか、いろんな資料によりますと、世界の食料の約70%については小規模の農業だったりとか家族農業が生産をしているんだということで、国連においても2019年からの10年間を国連家族農業の10年と定めて、食料安全保障と、それから環境保全において、小規模農業、家族農業が果たす役割を高く評価しているということでは言われているところでございます。

そういったところでいきますと、鹿島市の農業の実態もまさしく家族農業、小規模農業というのが、今までもそうでしたし、今の実態もほとんどそこが基本ということで考えております。鹿島市の農業でも、今までも地域の農地、環境を守りながら、社会的なつながりを大切にしながら、安全・安心な農作物の生産を続けてきたということで、これは鹿島市においてもしっかりと今までもやってきたところだと思っております。ただ現状では、全国的にも、鹿島市においても、人口減少、少子高齢化、農業者の高齢化、担い手の不足、農家数の減少、耕作放棄地の拡大という問題が連鎖的に進行しているということで、重要な課題と認識をしております。こういった中での鹿島市として、SDGs 未来都市としてどのように農業を推進していくのかというお尋ねだと思います。

もともとSDGs と農業というのは非常に密接な関係があると言われていたということで、SDGs の17の目標があると思いますが、このうちの10の目標、それ以上に農業の関わりがあるということでは言われております。内容として主なものとすれば、食料の安定生産、食料安全保障の確保、それから、安全・安心な農産物の供給と有機農業の推進、水田・農地による水源涵養、水質保全、CO₂吸収、農村コミュニティの維持と農村景観の保全、地産地消の推進、それから、耕作放棄地の防止など、多面的、多岐にわたっているということでは言われております。これらの農業の機能的なものについては、これまでの鹿島市の農業においても、ごく自然に当たり前のよう実践してこられた中で、既に十分こういった機能は有しているもの、鹿島市の農業の中で有しているものと思っております。今後もこれらの機能をいかに持続、強化していくかということが非常に重要なことだと思っております。

国においても、国の食料・農業・農村基本計画においても、産業政策と地域政策を車の両輪として進めていくことが基本方針とされているところであります。産業政策というのが、例えば、大規模化とか効率化による農業の競争力強化ということであれば、地域政策というのがまさしく小規模農業だったり、家族農業、集落営農による地域農業の維持ということで考えているところです。この2つは決して対立するものではなくて、どちらも鹿島市の農業

には欠かせない両輪だということで思っております。

一定規模の樹園地造成とか、担い手への農地集積・集約化、集落営農による効率的な農業を進める一方で、自らの食や地域での地産地消を支える小規模農業、有機農業、自然農業など、多様な農の在り方を地域全体で認め、共に支えていくこと、これが大事だと思っております。鹿島市は多良岳から有明海まで、山、森、里、川、干潟ということで多様な自然環境を持っている恵まれた地域であります。

農業は食料を生産するだけでなく、国土保全、水源涵養、景観形成、生物多様性の維持など、多面性を持っているということで申しましたけれども、この価値を市民全体で共有し農業を守り育てていくことが、SDGsの未来都市としての大事なことだと考えています。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

山崎部長の本当に深い洞察といいますか——が伝わってきまして、おっしゃるとおりといいますか、国や県が進める産業政策といいますか、当然進めなくてはいけないですよ。でも、そこにだけ今、光が当たっているような感じがするので、そうではない、今おっしゃった地域政策といいますか、そういった分野にもぜひ光を当てて、実際農作物を生産することがいかに人の暮らしにとって重要なのかというあたりを、ガソリン価格の高騰で特に思ったものですから、もし諸外国のものが入ってこない状況になったら孫たちは何を食って生きるんだらうというふうなことも思ったりしますので、そういう意味でも本当に山崎部長の御答弁が非常にありがたいなと思いました。

最後に、いつも言いますが、有明海のことについてですけど、農林ということも産業部の大きな項目でございますので、有明海については、私は本当に、三十何年前やったかな、入ったらアゲマキは幾らでも出てくる光景が目には焼きついているんですよ。それが三十数年前に突然消えてしまって、ああいう本当の海の豊かさというのをぜひ次の世代にもあったら、例えば、今、アゲマキが取れる形でどれだけの人が鹿島市にやってくるだらうとか思ったりしますので、そういうふうな状況が再度できないのかどうかということですね。

それから、どうも生き物の息吹が感じられないんですけど、今年は突然ノリが豊作になったですよ。だから、海というのはとても不思議ですので、どういうふうになるか分からないというところもあったり、思ったりもしますので、ぜひ有明海再生についてのお考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

有明海の今の現状についてということと、今後の可能性というか、どういったことを考え

るかということでのお尋ねだと思います。

有明海は大きな干満差と、それから、河川から流入する栄養による独特な漁場の特性を生かして、冬場はノリの養殖、それから、カキ、サルボウなどの二枚貝を主とした漁を行うなど、周年操業が行われてきた豊かな漁場ということです。ただ言われるように、現在、有明海の主要な水産資源である二枚貝は、タイラギが12季連続休業、アゲマキが6季連続休業で、これまで比較的取れていたサルボウも全く取れていないような状況になるなど、大変厳しい状況が続いております。

国では、これまでの有明海の環境変化の調査研究など様々な取組を行ってきたわけですが、いまだに原因がはっきりとは究明されていないということで、漁業者の皆さんが資源の回復を実感するには程遠い状況ということになっていると思います。

一方で、資源回復に向けた様々な試験的な取組もあっておりまして、少しずつというか、単発的な面もありますけれども、そういった効果も一面あるところがあります。平成28年には太良のほうでアサリの漁獲が10年ぶりに再開、それから、平成30年には鹿島市の地先のほうでアゲマキが約800キロ取れたと。22年ぶりの収穫というか、漁獲になったということです。令和5年にはウミタケが佐賀市の地先のほうで17年ぶりに操業が再開をされたと。いろいろな取組が実を結んでいるというか、少し何か効果があっているのかなというのは感じているところでございます。

また、ここ数年不作が続いたノリの生産が、今季はまだ冷凍の途中でありますけれども、久しぶりの豊作になっていることは大変喜ばしいことだと思っております。ただ、やはり例年、毎年のように夏場に発生する豪雨による海域の低塩分化、それから、二枚貝資源の回復を妨げているというような課題も引き続き残っております。こういった中で現在取り組まれていることということで、県のほうでは最近、低塩分に強い二枚貝としてのスミノエガキに着目をしているということで、スミノエガキが成長が速くて、有明海の環境変化に適応した新たな水産資源としての技術開発、生産技術についてもいろいろ試験的なことがされて、実際定着もしているところだと思います。

漁協においても、令和7年度より国のほうが手立てをされた有明海再生加速化対策交付金、10年間で総額100億円ということですが、これを活用したサルボウとかアサリなどの二枚貝の増殖の取組というのを開始されています。海底耕うんによる漁場環境の改善は行った上で、採苗器の設置等が進められておりまして、令和8年度以降もこういった交付金を活用した取組が継続される予定ということで聞いております。市としても今年度より二枚貝の養殖支援の取組ということで新たな支援を開始しており、これをまた継続してやっていきたいと考えているところです。

今後についても、いろいろな国の取組とか漁場改善の取組、水産資源回復の取組について、漁業者の方は当然ですが、県とか沿岸市町と連携しながら、そして、国に対してもそ

ういったことを要望しながら、有明海の再生と漁業の振興に取り組んでいきたいと思ひます。有明海の再生は一朝一夕に解決できる問題ではないということでありまひすけれども、関係機関と連携して粘り強く取り組んでいくことが大事だと思ひております。

以上でござひます。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。何とか生産を上げようというふうな形で、いろんな方法があつて成果を上げられている、アサリとかサルボウも垂下式ですかね、それで実際販売をされているということも伺つております。でも、それだけではなくて、本当に有明海が元の海に戻るような取組というものもやつていかなくてはいけないのかなというふうなことで、実は市議会でも、特別委員会ですけど、太良町議会とも話合ひをしまひして、有明海に関わる研究所をできないかと。特に太良町の永淵町長が以前から申されておりますけれども、先ほど連携とおっしゃいましたけれども、そういうふうな連携もして、何とか有明海の再生に向けて努力できないかという道も探つておりますので、一緒に考えていければなというふうに思ひます。

それからまた、今の世代だけではなくてこれからの世代、要するに高校生とか小・中学生とか、そういう意味の環境学習といひますか、そういう取組も市民レベルでやつたりしておりますので、大人だけではなくて子供たちも含めて、もっともっと有明海に目を向けた活動ができればなと思ひているところでござひます。

今日は3部長に心から思ひを述べていただきまひして、山崎部長も杉原議員にお答えになりましたけれども、社会教育とか古枝公民館にお勤めだつたりとか、九州大学の放牧牛の話もされましたけれども、そういういろんなところに出かけられて市民の方と交わつて、特に農業関係では大分お世話になりました。これからも鹿島市の農業及び鹿島市全体をよくするように、共に力を携えていければなと思ひています。

3部長のこれからの人生がますます豊かになられることをお祈り申し上げまひして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1時55分から再開いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

8番議員の中村一堯です。通告に従い質問いたします。

今回、小・中学校体育館への冷房設備導入について質問いたします。

昨年の9月議会でも同様の質問をいたしました。本年1月に鹿島市PTA連合会から冷房設備についての要望書も提出されましたので、改めて鹿島市に質問をいたします。

近年、全国的に猛暑が常態化しており、子供たちの学習環境や安全確保の観点から、学校施設における暑さ対策の重要性が非常に高まっております。特に体育館は、体育の授業や部活動、学校行事などで日常的に使用されるだけでなく、災害時には避難所としての役割も担う重要な施設です。しかし、夏場の体育館は非常に高温となり、熱中症のリスクが高い環境となっているのが現状であります。

こうした状況の中、全国的にも体育館への空調設備導入が進められており、子供たちの安全確保と教育環境の改善、さらには避難所機能の強化という観点からも、その必要性が強く認識をされております。

そのような中で、本年1月28日、鹿島市PTA連合会より鹿島市に対し、小・中学校体育館への冷房設備導入を求める要望書が提出をされました。PTA会員や地域の関係者を含めて2,746名の署名が添えられたこの要望書は、子供たちの安全と教育環境を真剣に考える保護者、関係者の皆様の強い思いの表れであるというふうに思います。私も古枝小学校のPTA会長として、こちらの要望活動に出席をいたしました。

そこで、まず1点目にこの要望書についてお伺いします。

鹿島市PTA連合会から提出された小・中学校体育館への冷房設備導入を求める要望書について、市としてどのように受け止めておられるのか、市長の所見をお伺いします。

次に、2点目です。体育館への冷房設備導入の予定についてお伺いします。

先ほど申し上げたように、体育館は子供たちが日常的に使用する大変重要な施設であります。近年は大規模災害も頻発しており、避難所の環境改善という観点からも、体育館への空調設備は全国の自治体で進められているところです。子供たちの安全な教育環境の確保、そして、市民の命と健康を守る避難所機能の強化という点からも、体育館への冷房設備導入は非常に重要な課題であります。

そこで、お伺いします。

鹿島市の小・中学校体育館への冷房設備導入について、現在の検討状況と今後の整備予定についてお伺いします。

以上で私の総括質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

小・中学校体育館への冷房設備の導入についてということで市の考えをということです。
議員おっしゃったように、今年1月28日に要望書の提出がありました。

近年の夏場は本当に猛暑日が続いて、子供たちの体育館での運動というのは本当に大変な状況にあるということも我々も認識しておりまして、国のほうでも臨時特例交付金を活用して整備を急ぐようにという方針も示されております。そういう中で、佐賀県自体が小・中学校体育館の空調設備の導入は全国でも低いほうというような報告も受けておりまして、なるべく早く進めるというのが我々としても思いとしてあります。

そういう中で、小・中学校の体育館、議員さっき言われたように、災害時の避難施設としての機能強化、それから、学校体育館を利用する児童・生徒、それから、市民の皆さんの熱中症事故の予防を目的として事業に着手するというので、我々執行部としても早くこの整備を進めるように指示を出しているところです。

令和8年度から西部中学校、東部中学校体育館への空調機器の設置に取り組む計画を立てております。令和8年度中に設置ということにはならないんですけど、令和9年度の夏の供用を目指して事業を進めるように、所管課、教育総務課のほうに指示を出しているということです。

このことについては多くの皆さん方の署名をもって要望されておりますので、我々市としても皆さん方の要望に応えられるような整備計画を持って進めていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

今、市長から御答弁いただきました。

続きまして、要望の写真がありますので御紹介させていただきたいと思いますので、映像を御覧ください。

〔映像モニターにより質問〕

こちらが要望活動を行った鹿島市PTA連合会の要望活動の写真でございます。真ん中、要望書を手渡しされている鶴市PTA会長をはじめ、各小学校、中学校の会長、そして、松尾市長や鳥飼副市長、吉牟田教育長に対応いただきました。

2,746名への要望書を提出ということで、こちらは準備を大体10月ぐらいから始めて、集めるのにかなり時間もかかりますし、調整とかもいろいろありましたが、要望書を提出してから、この3,000名近い皆さんの思いをぜひ受け止めてくださいということで鶴会長のほうからお話っております。

また、体育館の空調設備の話の後には、PTAとの意見交換会ということで、給食センターのことであつたり、同じように学校の諸課題について話を幅広くしていただきました。

その中で、今回、小・中学校のPTAの話としては、小・中学校の体育館の冷房設備、そして、給食費についてもそのとき声があったと思います。まずは、夏場の非常に問題である冷房設備の導入をお願いしますということで話をしたところ、市長御答弁ありましたように、令和9年の夏頃までには何とかしたいというふうな御返答がその場でありました。そのときは非常に皆さん、要望した人たちが驚かれたように、ああ、そんなにすぐ考えてくださるんですかということで、非常に頼もしく、うれしく思った次第であります。

映像、大丈夫です。ありがとうございます。御紹介させていただきました。

それで、1月、実施計画が発表されて、全協のほうで話がありましたけど、冷房設備を体育館に導入するに当たってどのような予算規模、そして、どのような形の冷房がつくのか、空調設備がつくのか、具体的にどういうふうになるんでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

体育館用の大きなスペースへの空調機というのが、冷暖房型の大型の送風機、それから、業務用の空調機、それから、輻射式の空調機と言われる、側面に設置されたパネルから輻射熱を用いて空間を空調するような方式、大体3種類ぐらいあります。我々が昨年末でしたか、熊本県合志市のほうに視察をさせていただいて現状を見てきたわけですが、先ほど御紹介いただきました実施計画書の中でいいますと、2つの中学校の工事費がおおよそ180,000千円弱程度かかるのかなというふうに思っているところです。

どういう方式にするかということですが、スペースを、体育館のアリーナを冷やすために即効性があるとかないとか、コスト面でもどういうメリットがあるのかというふうなところもある程度事前に勉強して、スポットバズーカと一般的に言われている、大型送風型の冷暖房設備を設置するようなイメージで今のところは検討を進めているところです。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯委員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。予算規模が180,000千円ぐらいで、東部中学校、そして、西部中学校にそういった冷房の設備が導入されるということで、令和8年度にいろいろ調査、実施設計を行って、令和9年度にはなるべく早い段階で工事が行われるということで理解をしております。

体育館の冷房については、たくさんの市民の方から、最近、近年は声をいただいております。そういった中で、こういった署名があって、今後つくように今話が進んでいることでありますけれども、しっかりとこの予算、そして、事業計画が進められるように見守り続け

たいなというふうに思っています。

この意見交換会のときに、冷房設備のこともありました。そして、学校生活の給食費などのこともありました。そこで松尾市長が子育てについてしっかりと皆さんの気持ちを聞いて実行していくというお話がありましたが、子育てに対する支援とか、そういったことについても改めて、どういうお気持ちでしていくかというのもお聞きしていいでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

空調の設備も含めてですけど、子供たちの子育て環境の整備というのは鹿島市の重要な施策の一つであるというふうに考えています。学校給食費であったり、いろんな予防接種の費用助成であったり、医療費の無償化であったり、今までいろんなことに取り組んでまいりました。

そういう中でも、子供たち、年々生徒数が減ってきておりまして、そういうことも含めて、じゃ、学校教育をどうしていくのかというのは、私の立場じゃなくて教育総務課のほうの立場でお話をされると思いますけど、子供たちの教育環境、それから子育て環境、これをしっかり整えていくというのは行政としての大きな責任じゃないかというふうに思っています、今後も保護者の皆さん方、PTAの皆さん方、市民の皆さん方、いろんな方々の声を聞きながら、迅速に対応できるように我々も考えていきたいと思えます。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

市長、ありがとうございます。これからはいろいろ子育ての課題とか、小学校、中学校、もちろん小さい頃のいろんな課題があると思いますけど、しっかりと皆さんの声を聞いて、鹿島市がもっと発展するようにしていってほしいなというふうに思えます。

いろいろ要望活動に関して、実現できるような方向に持っていかせて、鹿島市のPTAの一人として感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で8番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明18日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時11分 散会